「公契約条例の考え方について」の意見募集結果

１．パブリックコメントの概要

（１）意見募集期間　平成２７年１０月７日～平成２７年１１月６日

（２）意見提出者数　団体　３団体（電子メール３件）

個人　２人　（電子メール２件）

（３）意見件数　　３３件

２．項目別意見の内訳

項　　目	意　見　数
１．目的について	２件
２．基本方針について	１件
４．公契約の適用範囲について	３件
５．労働報酬下限額について	７件
６．特定公契約に係る市及び事業者の責務について	１０件
７．豊橋市公契約審議会の設置について	３件
その他意見	７件

３．意見の概要と市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

意見の概要	市の考え方
○目的について	
労働者に適正な労働条件等を確保するように約束させることは、地場の雇用の拡大とともに、ダンピング競争を防止し、地域経済の健全な発展につながることから、制定時に変更することのないようにお願いしたい。	本条例により、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与できるよう取り組んでまいります。
公共調達の現状から改善を促進する意味において必要と考えられるため目的に賛同する。	
○基本方針について	
公共調達の現状から改善を促進する意味において必要と考えられるため基本方針に賛同する。	本基本方針は、透明性、競争性、不正行為の排除、品質及び適正履行の確保、法令遵守に加え、労働者の適正な労働環境の確保とともに、地域産業の健全な発展の推進について掲げてまいります。
○公契約の適用範囲について	
多くの公契約案件に適用出来るよう設定してほしい。	全ての公契約を対象範囲とするのが理想ですが、対象となる契約が広範囲に及びますと、事業者の負担が増大する可能性があることから、事業者の負担を考慮し、まずは一定規模の大きな契約に限定し、条例の浸透及び定着化を図ってまいりたいと考えております。対象範囲の見直しについては、今後、施行状況、事務量等を検証しながら検討してまいります。
労働環境確認書について、労働報酬下限額の設定がない前提ならば、事業者として当然である関係法令の遵守を確認するものであることから、適用範囲は、全ての発注業務に導入されるべきである。物件数を考慮して100万円以上は対象とすべきてある。 ただし、自己申告となる本書は、不適格業者の場合、信ぴょう性を欠く。	
一人親方を対象労働者へ含めること。	自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者、いわゆる一人親方も対象労働者としております。

意見の概要	市の考え方
〇労働報酬下限額について	
賃金の下限設定のある公契約条例の広がりとともに、不当に低かった賃金が着実に改善された現場では、以下の効果が表れている。 (1)腕のいい労働者が集まるために工期短縮、仕上がりもいい (2)余分な出費を避けるため、地元への発注が広がる (3)末端の労働者の賃金を確保するため、重層下請を避け、下請けの簡素化が進む (4)適正な賃金が確保されるため、仕事への誇りがうまれ、モチベーションが上がる (5)公務公共サービスに対し労働者の意識が変化し、公的仕事への責任を自覚 (6)悪質業者を排除することができる 労働報酬下限額は、最低賃金を大幅に上回る金額の設定を強く求める。	適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、地域経済の健全な発展に寄与するためには、一定の賃金水準が必要と考えております。 労働報酬下限額は公共工事設計労務単価等を勘案し、事業者、労働者及び学識経験を有する者等で組織する、公契約審議会の意見を聴いた上で決定してまいります。
労働報酬下限額は、愛知県職種別設計労務単価を基準とするのでなく、愛知県の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金としてほしい。	
広域的に展開している企業の対応として県内同様統一的な措置を望む。特に、労働報酬下限額については、愛知県の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金以上の賃金を基準としてほしい。	
先行して条例を制定している自治体では、労働報酬下限額を公共工事設計労務単価の8割～9割に設定している。	
建物清掃業務、施設管理業務では、最低賃金労働者及び高齢者が多数存在する。中小企業の現状において、民間契約先での値上げは不可能であり、賃金上昇が困難な中で、豊橋市施設の労働者のみ賃金が上がれば一事業所内での賃金格差が生まれ、労働争議発生の可能性が高く、経営上大きな問題となりうる。	

意見の概要	市の考え方
清掃業務の積算において、国土交通省官庁営繕部監修の建築保全積算基準及び同共通仕様書を基に積算をした場合、現状の契約額とは多大な差がある。労働報酬下限額を設定した場合の予算確保ができるとは考えられない。	引き続き適切な予算を確保してまいります。
定められる賃金に熟練と未熟練の区分けがない賃金を定めることになれば、未熟練労働者はその技能程度を大幅に上回る賃金を得ることになり、一方熟練労働者の賃金の底割れを招きかねない。 これらの問題の発生を防ぐためには、熟練労働者の賃金と未熟練労働者の賃金の2段階を設定することが必須の要件である。	未熟練労働者、年金等を受給する労働者等につきましては、公契約審議会の意見を聞きながら、労働報酬下限額の適用について一定の配慮を検討していきたいと考えております。
〇特定公契約に係る市及び事業者の責務について	
現場調査、通報制度が必要で、現場労働者への周知と労働者保護制度が有効と考える。	特定公契約に従事する労働者は、支払われるべき当該賃金等が労働報酬下限額を下回る場合等、市長等にその事由を申し出ることができる規定を設けることとしております。 労働者から申出等があった場合、申出者に不利益が及ばないよう、ご意見の趣旨を条例に反映させていただくこととしております。 また、労働者からの申出等に基づく立ち入り調査の規定を設けることとしております。
労働者に申出権があるが、申出をした労働者に対する不利益取扱いを禁止する「通報者保護」を明記してほしい。	
公契約の条例内に、あらかじめ報告を求める権限、立ち入り調査権限を規定することにより、契約上の権利として、豊橋市が立ち入り調査を実施することができる。	
受注者が契約を遵守しようというインセンティブになるため、損害賠償や違約金の徴収なども設けてほしい。	条例の実効性を高めるため、条例に違反した事業者に対して、損害賠償や違約金の徴収は効力があると考えられますが、労働者の労働環境がさらに悪化する可能性もあることから、指導や指名停止の措置とその公表が適当であると考えております。
違反時の措置は、厳しい処罰を厳格に行うべきである。指名停止程度では労働者の処遇改善にはならない。	
我孫子市では、元請事業者は毎月、従事する労働者の氏名や職種、労働時間、賃金などを記載した賃金台帳を作成して市に提出している。	事業者側の大幅な事務量の増加による負担を考慮して、賃金台帳の定期的な提出を求めることなく、労働環境確認書により、事業者自らが労働環境を確認し、市へ提出していただくこととしております。

意見の概要	市の考え方
チェックシートの回答の裏付けとなる書類の提出については必要最小限にとどめてほしい。重層構造の業務体系による賃金の追跡は困難を極める。	労働環境確認書の記載内容は、受注者に関するもののみとなり、下請負者についての内容を調査し記載する必要はありません。（要請等に関する項目を除く。） また、全ての特定公契約について、事業者になるべく負担のかからないよう、新たな賃金台帳の作成や、賃金等の証拠書類等の裏付け資料の提出を求めることは考えておりません。ただし、労働者からの申出を受け、事実を確認するために必要がある時は、別途、事業者からの資料提出を求める場合もあります。
下請負いは、工種一式として契約しているので、元請事業者が下請事業者の賃金等の明細を確認すること及び指導することはできない。	条例では、受注者（元請事業者）に、下請事業者の賃金等の明細の確認や指導、賃金支払の連帯責任を課すものではなく、受注者には、下請負業者に対して条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努める責務が課せられております。
我孫子市では、受注者の社会保険加入を契約の必須条件とし、受注者は下請負者に対し加入状況の確認と未加入の場合の加入指導・助言をするよう規定している。	条例では、受注者（元請事業者）に、下請負者に対して、条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努める責務が課せられております。 なお、平成28・29年度の入札参加資格審査（建設工事）において、事業者の社会保険の加入を資格要件とします。
我孫子市では、標準見積書で法定福利費の内訳を明示し、社会保険料相当額を適切に含んだ額での下請契約に努めることも規定している。	条例では、受注者（元請事業者）に、下請負者に対して、条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努める責務が課せられております。

意見の概要	市の考え方
〇豊橋市公契約審議会の設置について	
審議会のメンバーは、学識経験者、事業者団体、労働者団体の三者のバランスをはかることが必要。 また定数も、公労使から複数以上であり、幅広い意見を交換するためにも最少人数での検討にならない配慮が必要。 労働者団体からの選出にあたっては、組織実態から、公務公共サービスに直接関係する産別組織から選出すべきであり、「非連合」からも選出すること。	公契約審議会は、事業者、労働者及び学識経験を有する者等で組織いたしますが、三者の均衡をとり、より広く御意見を伺えるよう適正な選考に努めたいと考えております。
対象となる業者の事業者も選定されるべき。	
労使を参加させた審議会で賃金を定めれば、その段階で労使の合意が一定形成されたことになり、条例の実行性を担保する上でも重要である。 公共工事と委託契約は、その業態、就業実態がまったく異なるので、双方から労使代表を出さないと、それぞれの実態を把握して審議会に臨むことは困難である。	
〇その他	
継続性のある事業の委託を受ける事業者が変更される「委託替え」により労働者も入れ替わる場合、労働者にとって雇用は不安定になり、住民にとっては、公共サービスの品質が低下し、サービスの継続性が失われてしまう。 そこで、公契約の条項として、受注者に対して、雇用の安定や業務の品質維持、継続性の確保についての配慮義務を負わせ、特に公契約締結前からその業務に従事していた労働者のうち希望する者を雇用する努力義務を負わせること。	公契約の条項に、継続性の確保についての配慮義務規定は設けない考えでありますが、条例の基本方針に基づき、労働者の適正な労働環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

意見の概要	市の考え方
人数を多く配置する清掃業務において、業務仕様書における人工数量等の積算根拠が不透明な案件が多いため、労働報酬下限額のみを明確に設定したとしても、業務品質の向上にもつながらない。業務仕様と積算の統一的基準の見直しが先決である。	条例の基本方針に基づき、適正な積算による予定価格の設定と仕様決定に努めてまいりたいと考えております。
適正な賃金の支払い及び適正な品質の確保のためには、現場に即した適正な積算根拠に基づく予定価格の算定及び実情を踏まえた設計変更の対応が必要である。	
予定価格算出時における最低見積額の採用や歩切りなどが貴市において実施している場合は見直しが必要。 また、ダンピング対策（低入札価格調査制度又は最低制限価格制度）における判定基準方法を国基準と同等水準とし、併せて業務におけるダンピング対策を制定する必要がある。	条例の基本方針に則した入札制度となるように、検討してまいりたいと考えております。
適正な賃金の確保に向けた低入札防止の方策として、最低制限価格の引上げを求める。	
スケジュールによると、条例施行までに4カ月ほどしかないが、入札制度の見直しができるか疑問である。 基本方針に掲げる「公契約の品質及び適正な履行の確保」のためには、現行の入札制度では困難であり、地元事業者優先の総合評価制度の導入が有効なので、大きな入札制度改革が必要である。そのためには、条例施行までに相当な時間が必要と考える。	様々な入札制度を短期間で改正した場合は、入札の混乱を招く恐れがあることから、条例制定後を含め、必要な時期に、必要な制度の見直しを行っていくことを予定しております。
高い目標を掲げず、ハードルを下げてのスタートをお願いしたい。	事業者の負担等を考慮し、適用範囲や労働報酬下限額の設定等につきまして無理のない条例とすることで、条例の浸透及び定着化を図ってまいりたいと考えております。